

江東区議会汚職防止対策等検討会記録

1 日 時 令和5年2月27日(月)
午前10時58分 開会 午前11時06分 閉会

2 場 所 第1委員会室

3 出席者

(1) 議 員 () は欠席

◎ 山 本 香代子 (議長)	○ 石 川 邦 夫 (副議長)
さんのへ あや	二 瓶 文 隆
甚 野 ゆずる	小 嶋 和 芳
若 林 しげる	大嵩崎 かおり

(2) 事務局職員

事 務 局 長 原 俊 二	事 務 局 次 長 栗 原 真 一 郎
議 事 係 長 岩 瀬 規 恵	調 査 係 長 若 林 克 彦
庶 務 係 員 上 田 紗 代	議 事 係 員 志 津 友 樹

(3) その他の出席者

外 部 有 識 者 (弁 護 士)	増 田 亨	外 部 有 識 者 (公 認 会 計 士)	中 山 由 紀
------------------------	-------	----------------------------	---------

4 議 題 等

(1) 議題

- | | |
|-------------------------------|---|
| ① 汚職防止対策等検討会最終報告書(案)について…………… | 1 |
| ② その他…………… | 4 |

5 会議内容

別紙のとおり

6 提出資料等

- ・資料1 汚職防止対策等検討会最終報告書(案)

午前10時58分 開会

◎開会の宣告

- 山本香代子会長　ただいまから、第9回汚職防止対策等検討会を開会いたします。
- 大崎議員より遅参の届出がございますので、皆さんに御報告させていただきます。
- それでは、本日は、前回協議いたしました本検討会における最終報告案について確認してまいりたいと考えております。
- なお、本日が今期最後の検討会となりますので、外部有機者のお二人にも御出席いただいております。
- 改めて御紹介いたします。
- 弁護士の増田亨様です。
- 公認会計士の中山由紀様でございます。
- お二人には、後ほど、最終報告案について御意見をいただきたいと考えております。
-

◎議題1 汚職防止対策等検討会最終報告書（案）について

- 山本香代子会長　では、早速議題に入ります。
- 議題1「汚職防止対策等検討会最終報告書（案）について」。
- 事務局より説明を願います。
- 事務局次長　それでは、議題1、汚職防止対策等検討会最終報告書（案）について御説明いたします。
- 資料1でございます。
- 本報告は、検討会における検討結果について最終報告するものでございます。
- 内容につきましては、前回御協議いただいたところですが、改めて、その概要について簡単に御説明させていただきます。
- おめくりいただき、2、検討結果でございますが、検討会では、現職議員の逮捕・起訴を受け、まず第一に、議員活動ができない期間の報酬の取扱い等について早期に検討を進めることとし、議論を重ねた結果、逮捕・勾留・その他身体を拘束する処分を受けた場合は、処分が解かれるまでの期間の報酬を支給停止とし、無罪となった場合には支給、有罪となった場合には不支給といたしました。

また、正当な理由なく一定例会期間中の本会議、委員会を全て欠席した場合は、翌月以降の議員報酬を支給しないことといたしました。

次に、2段落目に記載のとおり、現状把握のための議員アンケートを実施した上で、現状の課題の整理を行い、今後の取組の方向性として、政治倫理の明文化、議員の倫理意識の向上、契約における不正防止対策の3点が必要であると整理し、職員との関わり方につきましては、区の検討状況を踏まえ検討が必要であるとまとめました。

また、このうち、契約にかかる不正防止につきましては、本事件を受け、早急に基準を示すことが必要であることから、遵守事項を定めたところでございます。

また、2ページ目、3、次期の検討についてですが、政治倫理の明文化や議員の倫理意識の向上への取組につきましては、十分な協議が必要であることから、次期検討項目として整理し、改選後速やかに体制を構築し、検討を進めることといたしました。

以上が報告案の内容となります。

また、本検討会では、外部有識者である増田弁護士と中山公認会計士のお二人にも御参画いただき、特に報酬条例の改正時におきましては、法的な側面、あるいは公平性の観点から、様々な角度から貴重な御意見をいただいたところでございます。

また、その後の検討会の議論につきましても、随時、事務局よりお二人に検討状況を御報告させていただいておりますが、本日、最終報告書をまとめるに当たり、お二方には事前に報告書の内容を御覧いただき、これまでの取組や今後の対応について、それぞれ御意見をいただいております。

御意見につきましては、資料の4ページにその内容を添付させていただきましたが、本日は、お二方に御出席いただいておりますので、それぞれ、改めて御意見をいただきたいと存じます。

では、まず、増田弁護士、よろしく願いいたします。

○増田亨弁護士 増田でございます。

私の意見は、別添の意見書の記載のとおりであります。

今回の刑事事件に、議会がとても迅速に対応して、必要と思われる対応を行ったことは、とても素晴らしいことだと私は思います。すなわち、昨年7月30日の逮捕から間もない9月にこの検討会を開催し、10月21日には、議員報酬に関する条例の改正、並

びに契約にかかる不正防止のための遵守事項を可決し、さらに、議員のアンケート調査を実施し、今回の最終報告に至ったこととさせていただきます。

引き続き、次期検討事項となっております政治倫理の明文化や議員の倫理意識の向上について、有益な議論がなされることを希望いたします。

以上でございます。

○事務局次長 増田弁護士、ありがとうございました。

引き続きまして、中山公認会計士より御意見をいただきたいと存じます。

○中山由紀公認会計士 第3回の検討会を欠席いたしまして、委員の皆様には御挨拶ができておりませんでしたので、改めまして、公認会計士の中山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

外部有識者の意見を提出させていただきましたが、短期間において、議員報酬に関する条例改正を行ったこと、契約にかかる不正防止のための遵守事項を定めたことについて、検討会の成果として評価したいと思います。

改選後、どのようにしていくのかというのが非常に重要と考えていますが、現時点では、政治倫理条例等の制定、研修の実施などを行っていく予定とのことでした。その方向性については問題ないと思っておりますが、結局は、議員一人一人が、今回の事件を一議員の問題と捉えるのではなく、議会全体の問題と捉え、二度とこのような事件が起こらないように、高い倫理観を持って努めていくことが重要であると考えています。

また、政治倫理条例を制定し、どんなに研修を行ったとしても、議会や会派の中に、このぐらひは昔からみんなやっているからというような雰囲気、風土のようなものが残っているには意味がありません。新人議員もその雰囲気に染まっていきます。現在、そのような雰囲気、風土があるのかは分かりませんが、私が申し上げたいのは、そういうものが、倫理条例も研修も無効にしてしまうということです。二度とこのような問題が起こらないように、議会、そして、議員一人一人が、今回の問題に向き合い、公正・公平な議会運営に努められることを期待したいと思います。

以上です。

○事務局次長 中山公認会計士、どうもありがとうございました。

本報告書ですが、最後の5ページにこれまでの検討会の実施状況を付させていただきます。

報告書の説明は以上でございます。

○山本香代子会長　ただいま増田弁護士と中山公認会計士より、これまでの検討会での議論への評価や今後の取組への期待など、貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。

ただいま事務局より報告書（案）について説明がございましたけれども、前回、既に御協議いただいた内容となりますが、皆様、何か御意見ございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　それでは、最終報告書（案）について、資料1のとおり決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　以上で本件を終了いたします。

◎議題2 その他

○山本香代子会長　次に、議題2「その他」でございますが、皆さん、何かございますでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山本香代子会長　それでは、以上で本日の議題を終了いたします。

○山本香代子会長　これもちまして、今期の検討会は終了となります。

9月の検討会立ち上げ以降、皆様方には9回にわたる会議において、精力的に御議論いただき、ありがとうございました。

4月の改選により、新たな体制となることが見込まれますが、江東区議会として、引き続き、議員の政治倫理の確立と向上への取組を推進してまいりたいと考えておりますので、皆様方におかれましては、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎閉会の宣告

○山本香代子会長　それでは、これで検討会を終了いたします。

皆さん、お疲れさまでございました。

午前11時06分　閉会